《第 3 号議案》 外部理事及び外部監事の報酬等の件

外部理事及び外部監事の報酬等の件

新定款　第 26 条では「役員は原則として無報酬とする。ただし、外部理事及び外部監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。」と規定している。

令和 7 年 4 月 1 日より公益法人法が改正され、新たに役員として必要要件を満たした外部理事と外部監事を各 1 名選任することが必須となった。

外部理事及び外部監事の選定要件は、「代表会員ではなく、就任前の過去 10 年間理事又は使用人でないこと」となるが、学会運営に近年携わっていない方で、かつある程度学会運営を理解したうえで業務執行状況を監視する役割を求められるため、選任が難しい役職となる。

また、状況によっては業務として専門家へ委嘱することが必要な場合も考えられるので、報酬等の支給の基準を以下のとおりとする。

・外部理事及び外部監事には一人当たり年間 10 万円以下の報酬を支給することができる。
・ただし、第 2 項の外部理事及び外部監事を弁護士，公認会計士，税理士等の有資格者又は経理的基礎を有する専門家に委嘱する場合，本会が支払う費用等の総額は，年間 100 万円を上限とする.